

1 医師偏在の是正に向けた総合的な対策パッケージ「経済的インセンティブ」のうち「診療所の承継・開業・定着支援」(R6国経済対策)について

重点医師偏在対策支援区域における診療所の承継・開業支援事業

令和6年度補正予算 101.6億円

1 事業の目的

今後も一定の定住人口が見込まれるものの、必要な医師を確保できず、人口減少よりも医療機関の減少のスピードの方が早い地域などを重点医師偏在対策支援区域と設定した上で、支援区域において診療所を承継又は開業する場合に、当該診療所に対して、①施設整備、②設備整備、③一定期間の地域への定着支援を行うことにより、地域の医療提供体制を確保することを目的とする。

2 事業の概要

【事業概要】

①施設整備事業【36.2億円】

診療所の運営に必要な診療部門（診察室、処置室等）等の整備に対する補助を行う。

②設備整備事業【20.4億円】

診療所の運営に必要な医療機器の整備に対する補助を行う。

③地域への定着支援事業【45.1億円】

診療所を承継又は開業する場合に、一定期間の地域への定着支援を行う。

【実施主体】

- ・支援区域内で承継又は開業する診療所であって、都道府県の地域医療対策協議会及び保険者協議会で支援対象として合意を得た診療所

※都道府県において、先行的な医師偏在是正プランを策定（承継・開業支援に係る支援区域、支援対象医療機関等）

3 補助基準額等

①施設整備事業

基準面積	診療部門	
	・無床の場合	160㎡
	・有床の場合（5床以下）	240㎡
	・有床の場合（6床以上）	760㎡
	診療部門と一体となった医師・看護師住宅	80㎡
補助率	国1/3 都道府県1/6 事業者1/2	

②設備整備事業

基準額 （1か所当たり）	診療所として必要な医療機器購入費 16,500千円
補助率	国1/3 都道府県1/6 事業者1/2

③地域への定着支援事業

基準額	診療日数（129日以下） 6,200千円＋（71千円×実診療日数）等
補助率	国4/9 都道府県2/9 事業者1/3

【ポイント】

- 県が指定する「重点医師偏在対策支援区域」内で診療所を承継・開業する場合、国・県で補助金を交付
- 補助の実施には、**本協議会と保険者協議会の同意**が必要となる



- 令和7年度限りの事業。ハード事業は、7年度中の開業・承継が必須（施設整備が完了しない場合は完成した部分まで補助）
- 5月頃に実施される1次募集で、国予算の残がある場合にのみ2次募集を実施
- 令和8年度以降も継続実施するかは、経済的インセンティブ全体の議論の中で、今後国が検討

重点医師偏在対策支援区域における診療所の承継・開業支援事業 補助対象・補助基準額等(案)

未定稿

①施設整備事業

補助先	補助対象	1㎡当たり補助単価	補助率
都道府県 (間接補助：重点医師偏在対策支援区域において承継・開業する診療所)	○診療部門の整備費 ・無床診療所の場合 : 160㎡ ・有床診療所の場合(5床以下) : 240㎡ ・有床診療所の場合(6床以上) : 760㎡ ○診療部門と一体となった医師・看護師住宅の整備費 ・医師住宅 : 80㎡ ・看護師住宅 : 80㎡	鉄筋コンクリート : 198,300円 ブロック : 172,500円 木造 : 198,300円 1㎡当たり補助単価は、 物価高騰を反映して見直す予定	国 1/3 都道府県 1/6 事業者 1/2

(注) 施設整備事業は、承継・開業の一定期間後に採算性が見込まれる診療所を想定しており、診療圏の人口が10年後に2,000人程度を下回る見込みの診療所を支援対象とする場合は、へき地医療拠点病院からの巡回診療、オンライン診療等による対応も含め、地域医療対策協議会及び保険者協議会で協議する。

②設備整備事業

補助先	補助対象	1か所当たり基準額	補助率
都道府県 (間接補助：重点医師偏在対策支援区域において承継・開業する診療所)	○診療所として必要な医療機器購入費	16,500,000円	国 1/3 都道府県 1/6 事業者 1/2

③地域への定着支援事業

補助先	補助対象	基準額	補助率
都道府県 (間接補助：重点医師偏在対策支援区域において承継・開業する診療所)	○診療所の運営に必要な次に掲げる経費 ・職員基本給 ・職員諸手当 ・非常勤職員手当 ・報償費 ・旅費(研究費に計上したものを除く。) ・備品費(単価50万円未満に限る。) ・消耗品費 ・材料費 ・印刷製本費 ・通信運搬費 ・光熱水料 ・借料及び損料 ・社会保険料 ・雑役務費 ・委託費	1か所当たり次により算出された額 (1) ①診療日数《1日～129日》 6,200,000円+ (71,000円×実診療日数) ②診療日数《130日～259日》 6,200,000円+ (77,000円×実診療日数) ③診療日数《260日以上》 6,200,000円+ (87,000円×実診療日数) (2) 訪問看護による加算額 25,000円×訪問看護日数	国 4/9 都道府県 2/9 事業者 1/3

【ポイント】

- ❑ ①、②のハード事業は令和7年6月末頃の国内示以後着工工事が補助対象
- ❑ ③のソフト事業は令和6年12月17日以降に開業・承継した診療所の令和7年4月以降の経費が補助対象

例) 160㎡の無償診療所(木造)を開業する



①補助単価
 $198,300 \times 160\text{㎡}$
 $= 31,728,000\text{円}$



国10,576,000円
 県 5,288,000円
 自己負担15,864,000円

②基準額
 16,500,000円



国 5,500,000円
 県 2,750,000円
 自己負担 8,250,000円

2 「重点医師偏在対策支援区域」の選定について①

- 今後宮城県において、厚生労働省が提示した候補区域を参考としつつ、地域の実情に応じて、医師偏在指標、可住地面積あたり医師数、住民の医療機関へのアクセス、診療所医師の高齢化率、地域住民の医療のかかり方、今後の人口動態等を考慮して、地域医療対策協議会及び保険者協議会で協議して、「重点医師偏在対策支援区域」を選定する。

⇒本選定は令和8年度に策定する「医師偏在是正プラン」の中で行うも、「診療所の承継・開業・定着支援」を実施するには、**国への補助申請（R7.5）に当たり、重点区域の先行選定が必要**となる

- 国は、基本的に二次医療圏単位で全国109の候補区域を想定するほか、地域の実情に応じて、市区町村単位、地区単位等の選定も考えられるとのスタンス。

【厚生労働省が提示する109の候補区域の選定3要件】

- ① 各都道府県の医師偏在指標が**最も低い**二次医療圏 ⇒本県では「**石巻・登米・気仙沼**」医療圏が該当
- ② 医師少数県の医師少数区域
- ③ 医師少数区域かつ可住地面積当たりの医師数が少ない二次医療圏（全国で下位1/4） ⇒本県では「**仙南**」、「**大崎・栗原**」

1km²当たり0.695人以下

【参考】重点医師偏在対策支援区域の候補区域（109区域）

都道府県	二次医療圏	都道府県	二次医療圏	都道府県	二次医療圏	都道府県	二次医療圏	都道府県	二次医療圏
北海道	南檜山	宮城県	仙南	群馬県	桐生	長野県	飯伊	山口県	柳井
北海道	北渡島檜山	宮城県	大崎・栗原	群馬県	太田・館林	長野県	木曾	山口県	長門
北海道	南空知	宮城県	石巻・登米・気仙沼	埼玉県	利根	岐阜県	西濃	徳島県	西部

二次医療圏名	二次医療圏区分	医師偏在指標	可住地面積	医師数	可住地面積当たりの医師数
仙南	少	169.7	517.42	256	0.49476
仙台	多	288.8	840.76	4,539	5.39869
大崎・栗原	少	172.6	1059.87	490	0.46232
石巻・登米・気仙沼	少	164.0	767.85	559	0.72801

□ まずは、国の候補区域である、この**3圏域を先行選定すること**としてはどうか。

□ 3圏域の各市町・郡市医師会、新規開設診療所等に活用要望調査を実施。

□ 補助活用要望があれば、R7年5月に協議会を開催し、診療所の所在市町、郡市医師会の意見も踏まえて、重点区域の先行選定及び補助事業実施を決議

2 「重点医師偏在対策支援区域」の選定について②

- 一方、令和8年度の本選定に向けては、令和8年度から開始予定の「経済的インセンティブ」適用区域となることも踏まえ、選定区域の単位を二次医療圏に加え、市区町村単位等とするか検討が必要。
- 例えば、仙台医療圏の取扱については、今後、令和7年度中の議論を通じて、市区町村単位等での選定必要性について結論を得る。
- また、「経済的インセンティブ」の適用に当たっては、厚生労働省が令和8年度予算編成に向けて行う具体内容の検討に沿って、どのようなインセンティブを講じる必要があるのかについても議論を深める。

① 経済的インセンティブ

- 不足する地域における医師の勤務を促進するためには、医師の価値観、勤務・生活環境、キャリアパス等を踏まえた経済的インセンティブを通じて、医師が意欲をもって勤務する環境を整備することが重要である。
- 重点医師偏在対策支援区域における医師確保を推進するため、都道府県の医師偏在是正プランに基づき、経済的インセンティブを講じることとし、医師偏在是正プラン全体の策定にあわせて、令和8年度から経済的インセンティブの本格実施とする。
- 具体的には、令和8年度予算編成過程において、重点医師偏在対策支援区域における以下のような支援について検討する。
 - ・ 当該区域で承継・開業する診療所の施設整備、設備整備、一定期間の地域への定着に対する支援（緊急的に先行して実施）
 - ・ 当該区域における一定の医療機関に対する派遣される医師及び従事する医師への手当増額の支援
 - ・ 当該区域内の一定の医療機関に対する土日の代替医師確保等の医師の勤務・生活環境改善の支援、当該区域内の医療機関に医師を派遣する派遣元医療機関に対する支援
- その際、国において、事業費の総額を設定した上で、その範囲内で、人口、可住地面積、医師の高齢化率、医師偏在指標等に基づき、都道府県ごとに予算額の上限を設定し、その範囲内で支援を行うこととする。

2 「重点医師偏在対策支援区域」の選定について③

【協議事項】

- ✓ 今回、重点医師偏在対策支援区域における診療所の承継・開業支援事業（第1次募集）の国への申請締切（5月30日）に向けて、当該事業のニーズを把握するため、上記「厚生労働省が提示する候補区域」（仙台医療圏以外の3医療圏）を、本県における事業実施対象区域として、各市町村・郡市医師会、新規開設診療所等に活用要望調査を実施する。
- ✓ 「事業実施の希望があった場合」、申請内容を精査し、5月中に実施する地域医療対策協議会において、別途照会する各市町村・郡市医師会の御意見も踏まえて協議の上、「重点医師偏在対策支援区域の先行選定」及び「当該申請者による事業の実施可否」について決定する。（併せて、保険者協議会にも別途協議）
- ✓ 「事業実施の希望がなかった場合」であっても、令和8年度に行う本選定に向けて、随時、仙台医療圏の市区町村単位等での選定の必要性や経済的インセンティブの内容について議論を行っていくものとする。

3 今後のスケジュールについて

	令和7年3月17日	地域医療対策協議会書面決議の依頼発出（→3／31✕） ①臨床研修医募集枠、②重点区域、承継・開業支援事業の募集について
	令和7年3月31日	協議会書面決議締め切り
	令和7年4月上旬	補助金活用要望調査実施【仙台医療圏以外】 ①希望の有無（→4月中旬✕）、②（希望者）申請書提出（→5/9✕）
	令和7年5月9日	要望調査締め切り
*** 以下、要望調査(国1次募集)に応募があった場合***		
	令和7年5月9日頃～	協議会開催までに所在市町・郡市医師会に意見照会
	令和7年5月中～下旬	協議会開催 議題①「重点医師偏在対策支援区域」の先行選定について 議題②仙台医療圏における指定の取扱等について ※要望調査で応募が無い場合でも②を5月以降に適宜審議
	令和7年5月30日	厚生労働省あて実施計画(先行的な医師偏在是正プラン)の申請✕切（第1次募集）
	令和7年6月上旬～下旬	厚生労働省において実施計画(先行的な医師偏在是正プラン)の審査・調整
	令和7年6月末頃	厚生労働省から県に内示
	令和7年7月以降	県において、支援対象医療機関 に対して、施設整備、設備整備、地域への定着支援を開始

以下參考資料

様式 1 - 22 (1)							
事業区分：重点医師偏在対策支援区域における承継・開業支援事業							
重点医師偏在対策支援区域における承継・開業支援事業 実施計画（先行的な医師偏在是正プラン）							

	支援対象医療機関	標榜診療科	支援区域	事業区分 (承継・開業)	承継・開業 予定年月日	支援対象医療機関に選定した理由	選定過程
例 1	〇〇診療所	内科 小児科	〇〇医療圏	承継	2025.10.1	・ ・ ・ ・ ・	〇月〇日 地域医療対策協議会で支援対象として合意 △月△日 保険者協議会で支援対象として合意
例 2	△△診療所	産科	〇〇市	承継	2025.12.1	・ ・ ・ ・ ・	〇月〇日 地域医療対策協議会で支援対象として合意 △月△日 保険者協議会で支援対象として合意

支援対象医療機関														
支援の内容													市町村の追加支援等	
施設整備						設備整備			定着支援					
	病床数	整備面積	金額 (千円)	医師・看護師宿 舎	整備面積	金額 (千円)		導入機器・台数	金額 (千円)		年間診療 日数	金額 (千円)	支援の有無	具体的な内容
有	0床	160.0㎡	77,440	整備しない			無			有	180日	20,060	有	△△市が、施設整備事業に係る事業者負担の一部を追加で補助する。
有	5床	200.0㎡	96,800	整備する	50.0㎡	24,200	有	超音波診断装置（１台）	2,000	有	120日	14,720	無	

様式 1 - 22 (2)				
事業区分：重点医師偏在対策支援区域における承継・開業支援事業			記載例	
重点医師偏在対策支援区域における承継・開業支援事業 実施計画（先行的な医師偏在是正プラン）				
	重点医師偏在対策支援区域			
	区域	区域に選定した理由	選定過程	
例 1	〇〇医療圏	県内で医師偏在指標が最も低い二次医療圏のため。	〇月〇日 地域医療対策協議会で支援区域として合意 △月△日 保険者協議会で支援区域として合意	
例 2	〇〇市（うち〇〇地区に限る）	・・・・・・・・	〇月〇日 地域医療対策協議会で支援区域として合意 △月△日 保険者協議会で支援区域として合意	
(※) 当該様式は、医療施設等施設整備費補助金、医療施設等設備整備費補助金、医療施設運営費等補助金における「重点医師偏在対策支援区域における診療所の承継・開業支援事業」の共通様式とします。				